

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案
(災害時用公衆電話の補填等に関する規定の整備) 等
に対する意見及び意見に対する考え方

- 意見募集期間：令和8年4月25日（土）～同年5月29日（金）
- 案件番号：145210696
- 提出意見数：3件（法人1件、個人1件、匿名1件）

■提出された意見及び意見に対する考え方

	意見	考え方	案の修正
1	今回の意見募集の関連資料において示されている、「令和 7 年度（令和 8 年度認可申請）以降の交付金の算定方法」については、当分の間の電話交付金算定の方針を定めるものであることは承知しており、その方向性に異論はございません。その上で、今後の本格的な制度見直しに向けて、以下の通り要望いたします。 今後、メタル回線の縮退が本格化し、メタル固定電話の契約数が減少する一方、光ブロードバンド上の IP 電話の利用が拡大するなど、電話サービスを取り巻く環境は大きく変化することが想定されます。 2026 年 4 月 23 日開催の「ユニバーサルサービス政策委員会（第 51 回）・ユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等に関するワーキンググループ（第 8 回）合同会合」にて弊社からご説明しましたとおり、今後の電話サービスはブロードバンドサービスと一体で提供される形態が主流となります。 これに伴い、ユニバーサルサービス交付金制度も、将来を見据え、電話サービスとブロードバンドサービスを一体的に捉えた制度設計へと移行していくことが不可欠であると考えます。 したがって、今後の制度見直しにあたっては、ブロードバンドサービスを前提とした新たな交付金・負担金制度の在り方について、速やかに本格的な検討を開始していただくよう要望いたします。 【KDDI 株式会社】	○ 賛同の御意見として承ります。 ○ なお、ユニバーサルサービス交付金制度の見直しについては、現在、情報通信審議会において検討が行われているものと承知していますが、今後、NTT 東日本株式会社及び NTT 西日本株式会社（以下「NTT 東西」という。）によるメタル回線の巻取りと代替サービスへの移行等を踏まえて、引き続き適時適切に検討を行うことが適当と考えます。	無
2	令和 8 年度認可申請分から、災害時用公衆電話の補填を開始するための制度整備の方向性に賛同いたします。 【KDDI 株式会社】	○ 賛同の御意見として承ります。	無
3	電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案第三条の規定による改正後の第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則第五条第一項第五号イ（１）について「第三号及び前号」と規定しているが、「及び」で接続しており、	○ 御指摘を踏まえ、修正いたします。	有

	また、「加えて得た額」という額の合計を行っている規定であるため、あえて「第三号及び前号」と書き分けずに単に「前二号」と規定すればよいのではないか。 【個人】		
4	公共インフラとしての通信費の適正化と、大手通信キャリアの寡占構造および不透明な販売手法の是正について 【意見内容】 1.公共料金化への背信と寡占構造の放置 電波や通信網は国民共有の財産であるにもかかわらず、通信業界は「自由競争」という欺瞞の下で大手3社による寡占状態が固定化されている。電気・ガスが公共料金として国が価格を監視する一方、通信費は企業の言い値であり、インフラ維持の名目で国民から際限なくコストを吸い上げる「イタチごっこ」の構造となっている。今回の一連の制度整備も、結局は大手キャリアのインフラ維持コストを国民に転嫁するための枠組みであり、行政が果たすべきは「事業者への補填」ではなく「国民生活を守るための公共料金化」への舵取りである。 2.異常な囲い込みと「実質レンタル」という販売手法の撲滅 現在、通信市場では「端末購入サポート」を隠れ蓑にした実質的なレンタル販売や、複雑怪奇な料金プランによる「囲い込み」が常態化している。これらは、技術革新の恩恵を国民に還元するものではなく、消費者を解約困難な契約に縛り付け、高額な違約金や手数料をかすめ取るための収奪装置である。高齢者やデジタル弱者が、この不透明な契約の網に捕らえられ、生活を圧迫される現状を放置して、なぜ「技術的条件の整備」や「防災対策」などと言えるのか。行政は、まずこの歪んだ販売手法を禁止し、消費者が自由に乗り換えられる環境を強制的に作り出すべきである。 3.MVNOと自由競争という虚構 政府は「MVNOの促進」を値下げの切り札としてきたが、実態は大手キャリアが支配する回線を借りているに過ぎず、大手の意向一つ	○ 電話のユニバーサルサービス交付金制度は、NTT東西の自助努力だけでは、電話のユニバーサルサービスの提供を維持することが困難になるおそれが生じたことから、その提供の確保に必要なコストの一部について、NTT東西が設置する電気通信設備に接続する接続電気通信事業者等（負担事業者）が負担金を拠出し、基礎的電気通信役務支援機関を通じて、NTT東西に交付金を交付する仕組みとして創設されました。 ○ その上で、電話のユニバーサルサービスについて、NTT東西においては、令和6年度には、約649億円の赤字が生じており、約65億円の交付金を交付することとしております。 ○ また、負担金について、負担事業者が直接負担するのか、利用者に負担を求めるのかという点については、各事業者の経営判断に委ねられています。 ○ そのほかの点については、今後の情報通信行政に関する参考の御意見として承ります。	無

	でその競争環境は歪められる。地デジの普及や光回線の敷設においても、結局は大手通信キャリアが巨額の税金や補助金を食い物にしながら、末端の消費者には高い料金を課し続ける。この構造がある限り、いくら制度を整備しても、通信費が庶民の暮らしを圧迫する現状は変わらない。 4.結論：行政に求める姿勢の転換 私たちがパブリックコメントを通じて総務省に求めているのは、企業のためのシステム維持ではない。「誰でも低コストで安定して利用できる通信」という、生活インフラとしての最低限の保障である。今回の一連の省令・告示案においても、大手通信キャリアに対する過剰な保護を排し、以下の三点を強く要求する。 国民から吸い上げる「ユニバーサルサービス料」等の強制徴収を廃止し、事業者自身の利益をインフラ維持に充てること。 端末の囲い込みや解約縛り、高額手数料を完全禁止し、通信料金を純粋なサービス対価として明確化すること。 高齢者や氷河期世代が、デジタル社会から排除されず、かつ生活コストを圧迫されないための「通信費の公共的上限」を設けること。 行政は、大手通信キャリアのスポンサーではなく、国民の生活を守る「監視役」に立ち返れ。 【匿名】		
--	---	--	--

(以上)